

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 訓令 甲

○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令  
企 業 局  
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

(人事課)

ページ

## 訓令 甲

○宮城県訓令甲第十三号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

(職員の給料の特例)

7 職員の給料月額(単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年宮城県訓令甲第十二号。以下「平成十九年改正訓令」という。)附則第六項及び附則第七項の規定による給料を含む。以下この項において同じ。)は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に係るもの限り、第二条及び条例第五条から第五条の三までの規定(平成十九年改正訓令附則第六項及び附則第七項の規定による給料が支給される場合には、これらの規定を含む。)にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満

満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額(条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

一 職務の級が三級以下の職員 百分の四・七七

二 職務の級が四級の職員 百分の七・七七

附則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

## 企業局

○宮城県企業局管理規程第五号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
平成二十五年六月二十八日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

### 企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「宮城県条例第四十六号」の下に「。以下「平成十九年改正条例」という。」を加える。

附則第十二項中「平成二十五年四月一日」の下に「から同年六月三十日までの間及び平成二十六年四月一日」を加える。

附則に次の五項を加える。

13 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる給料表の適用を受ける職員(任期付職員条例第二条の規定に基づいて採用される職員を除く。以下この項及び附則第十六項において「職員」という。)の給料月額(平成十九年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料を含む。以下この項において同じ。)は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に係るもの限り、同項及び給与条例第四条から第五条の三までの規定(平成十九年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料が支給される場合には、これらの規定を含む。)並びに第二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額(給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

- 一 企業職給料表(一)の一級又は二級の職務にある職員 百分の四・七七
- 二 企業職給料表(一)の三級、四級、五級又は六級の職務にある職員 百分の七・七七
- 三 企業職給料表(一)の七級、八級、九級又は十級の職務にある職員 百分の九・七七
- 四 企業職給料表(二)の一級、二級又は三級の職務にある職員 百分の四・七七
- 五 企業職給料表(二)の四級、五級又は六級の職務にある職員 百分の七・七七
- 六 企業職給料表(二)の七級の職務にある職員 百分の九・七七

14 第二条第一項第三号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額(単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年宮城県訓令甲第十二号。以下「平成十九年改正訓令」という。))附則第六項及び附則第七項の規定による給料を含む。以下この項において同じ。)は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に係るもの限り、同項、単純労務職員の給与に関する規程第二条及び給与条例第五条から第五条の三までの規定(平成十九年改正訓令附則第六項及び附則第七項の規定による給料が支給される場合には、これらの規定を含む。)にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から、職務の級が一級から三級までの職員にあつては基礎額に百分の四・七七、四級の職員にあつては基礎額に百分の七・七七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び勤務一時間当たりの給与額(給与条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

15 第二条第一項第四号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に係るもの限り、同項及び任期付職員条例第四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この項において「基礎額」という。)から、号棒が一号棒から四号棒までの職員にあつては基礎額に百分の七・七七、五号棒以上の職員又は同条第三項の規定による給料月額を受ける職員にあつては基礎額に百分の九・七七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

16 第五条の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に係るもの限り、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額(以下この項において「基礎額」という。)から基礎額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎額とする。

17 給与条例附則第二十九項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する附則第十三項の

規定の適用については、同項中「基礎額に」とあるのは、「給与条例附則第二十九項第一号に定める額に相当する額を減じて得た額から、その額に」とする。

附 則

この管理規程は、平成二十五年七月一日から施行する。